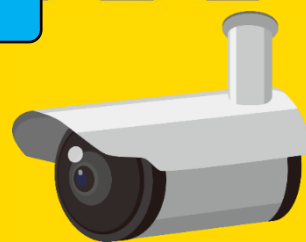


予算を増額し受付を再開します！

日高市住まいの防犯



対策費補助事業

令和8年6月17日(水)申請受付再開！

防犯機器等の購入及び設置費用を

最大 10,000 円 補助

※補助額が予算額(約400件分)に達した時点で終了します。

対象機器

センサー付きアラーム



人感センサー付きライト



面格子



防犯砂利



防犯フィルム
防犯ガラス

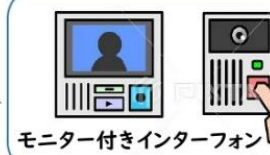


補助錠

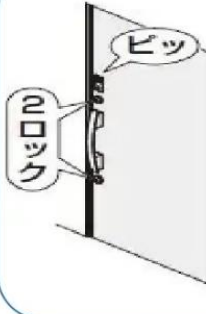


防犯カメラ／ダミーカメラ

24hour



モニター付きインターホン



令和8年4月1日以降に購入した防犯機器等が補助対象

対象者

日高市に住民登録があり、次の事項に該当する人
・戸建て住宅または兼用住宅に居住する人 ※1

※1 補助金の交付は、1つの建物に対し1年度につき1回のみ

補助金額

いずれかの金額の小さい額
対象機器購入及び設置にかかった費用の2分の1額(100円未満切り捨て)
・10,000円(上限)

対象機器 ※2

・センサー付きアラーム ・防犯カメラ ・防犯フィルム ・面格子
・センサー付きライト ・ダミーカメラ ・防犯ガラス ・防犯砂利
・モニター付きインターホン ・防犯性の高い錠又は補助錠

※2 複数の機器を購入及び設置した場合、一度に申請してください。(補助上限額は変わりません)

対象機器の購入及び設置後に、以下の書類を揃えて申請してください。

必要書類

- ・日高市住まいの防犯対策費補助金交付申請書 ※3
- ・領収書(レシート可)の写し(購入したもの・購入日がわかるもの)
- ・防犯機器等の設置が分かる写真(ズームイン及びズームアウトの物) ※4
- ・当該住宅の所有者の同意書 ※5

※3 本市では手続きの利便性向上及び環境負荷軽減の観点から、電子申請を推奨しています。

※4 複数品目で申請される場合は、それぞれの写真が必要になります。

※5 第三者から借り上げた戸建て住宅に居住している者が補助金の交付を受けようとする場合に限りま。

お問い合わせ先

日高市危機管理課 危機管理・消防・防犯担当

TEL:042-989-2111(代表)

日高市 住まいの防犯対策



日高市ホームページ 詳細はこちら→

